令和3年度原子力規制委員会 第37回会議議事録

令和3年10月13日(水)

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第37回会議

令和 3 年10月13日 10:30~11:25 原子力規制委員会庁舎 会議室 A

議事次第

議題1:令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の制定案及び制定案に対

する意見募集の実施

議題2:核燃料物質の使用に係る許可に関する審査ガイドの策定についての再検討

議題3:第8回原子炉安全基本部会・第2回核燃料安全基本部会の審議結果報告

○更田委員長

それでは、これより第37回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の制定案及び制定案に対する意見募集の実施」です。説明は志間管理官から。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官(研究炉等審査担当)

研究炉等審査部門の志間でございます。

それでは、資料1に基づきまして、御説明をさせていただきます。

本件は、令和3年8月18日の第25回原子力規制委員会におきまして、令第41条非該当使 用施設等を対象とした廃止措置計画の詳細な審査基準を策定する内容について御了承いた だきました。その後、策定作業を実施しまして、今般、審査基準の制定案を作成すること ができましたので、原子力規制委員会にお諮りさせていただくものでございます。

廃止措置審査基準の制定案は、通しの3ページから14ページまでの資料、別紙1でございます。こちらにつきましては、実用炉と試験炉の廃止措置計画審査基準の立てつけを利用しつつ、令第41条非該当使用施設等では実用炉や試験炉に比べて核燃料物質を取り扱う量が少なくリスクが低いといった特徴を踏まえた要求内容を定めております。

実用炉や試験炉の廃止措置計画審査基準と異なる主な点といたしましては、令第41条非該当使用施設等に対しましては、廃止措置計画申請書の添付文書といたしまして、放射線被ばく管理に関する説明書を提出することは規則上求めておりませんけれども、実用炉におきましては、この添付文書の提出が要求として定まっております。過去の令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画審査におきましてもこの点の審査を行っていたことを踏まえまして、今回、審査基準の本文事項にこれを記載しまして、放射線被ばく管理に関する説明を求めることといたしました。

具体的には通しの9ページの2.の(1)の「2)解体の方法」の3行目で、解体撤去の工法を踏まえて、放射線被ばく防止に関する基本的な考え方が示されていることとしたこと、及び通しの11ページの(5)の第1パラグラフにおきまして、「2.(1)2)解体の方法」において示した放射線被ばく防止に関する基本的な考え方に従った具体的な措置が示されていることと記載することにより、放射線被ばく管理に関する説明を求め、審査することを考えております。

また、別紙1の制定に伴いまして、許認可等の申請に関して審査基準及び標準処理期間等を一覧としました「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」を通しの15ページ以降の別紙2のとおり改正したいと考えておりまして、本日、別紙1及び別紙2につきまして、行政手続法に基づき意見募集を実施させていただくことについてお諮りさせていただくものでございます。

今後の予定でございますけれども、本日、別紙1及び2につきまして、行政手続法に基づく意見募集を行うことについて原子力規制委員会で御了承いただけましたら、明日より30日間、11月12日までの間、意見募集を行いまして、その後、11月下旬頃に原子力規制委

員会に意見募集の結果報告を行った上で、改めて当該審査基準の制定についてお諮りする ことを考えております。

私からの説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

○山中委員

一つ要望というか、内容的には廃止措置計画の審査の基準はこれで結構かと思うのですけれども、非常に種々雑多な使用施設がありますので、意見公募をして意見が出てくればいいのですけれども、本当は意見を言いたいところなのだけれども、なかなか言いづらかったり、出しづらかったりというのが、小さな事業者さんが非常にたくさんおられるので、意見公募もいいのですけれども、説明会みたいなものをやっていただいた方が、何か意見が吸い上げられるのではないか。決まってしまってから説明会をするよりは、その前に何かやっていただくという、手続上無理であれば特段申しませんけれども、そういうことをやっていただいた方がよりいろいろな意見が出てきて、実情に合った基準ができるかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官(研究炉等審査担当) 研究炉等審査部門の志間でございます。

いただきました御意見、コメントに対しましては、この意見募集の期間、30日間を終えるまでの間にそういったことができるのであればトライしてみたいと思います。

○更田委員長

むしろ聞きに行かないと言ってくれないかもしれない。こういう非該当の使用施設を持っている小さなところは、うまい言い方が見つからないですけれども、ある種本業があって、取りあえず放っておけばいいやとなりがちなので、調査と言うと大げさだけれども、聞きに行かないとなかなか実情がすくい取れないかもしれないですね。

それから、制度として申請を促す方向へ持っていくのか、それとも粛々と申請されたものを審査するという姿勢なのかは大きく分けるのだろうと思うのです。というのは、使用の予定がなくなっても、では使用の予定がなくなったからすぐに廃止措置に入ろうかというと、こういう施設は、リソースの関係や様々な理由によって取りあえず置いておこうとなりがちな施設ですよね。実際にすぐに解体であるとかそういった作業に入る、入らないは別にして、使用の予定がないのであれば取りあえず廃止措置の申請をしてくださいという姿勢を目指しておくべきだと思うのです。

廃止措置計画を出したのだから速やかに廃止をしなければとなると、むしろ使用者の方は廃止措置計画を出すのをためらうのだろうと思うのです。ですから、例えば一定以上のリスクがあって、そのリスクを早く下げなければならないから、使用しないのであれば早く解体をという姿勢で臨む廃止措置計画もあれば、実態上それが余り現実的ではなくて、当面解体は雑駁に言えばまだ予算が取れていないのですというようなものに対してでも計

画としてね。計画と言うと大げさなのかもしれないけれども、この点は制度上の工夫なのか、それにどのような姿勢で臨むのかというのはあらかじめ表明しておく必要があるのだろうと思うのです。

細野調査官。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

更田委員長及び山中委員の御指摘でございます。一言で言えば、非該当施設は189ございますので、いろいろな施設の対応に合わせた形の廃止措置があるのかなと思います。ですので、先ほど更田委員長がおっしゃったとおり、廃止措置の計画の枠内で手を挙げてくれれば、今回の制度を使って粛々と進めることができる使用者もあれば、使用の目的をまだ減らしたくない、あるいは使用の許可を持っていたい。その状態のままで使用の許可の範囲を狭めていって、最終的には保管廃棄施設のみを残して、廃棄事業者に廃棄できるような形になってから初めて廃止措置計画が出てくるという事業者もあろうかと思います。

一様に決めることがなかなか難しいものですから、どちらのやり方でも私ども担当官とすれば認容するものだと思っていますし、事業者のやり方、廃止措置の畳み方に合わせて、オーダーメイドではないですけれども、これまでどおり相談に乗りつつ対応していくのが一番きれいな形かなと思ってございます。

○更田委員長

実態はどのくらい把握しているものなのでしょうか。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

実際は、今回廃止措置計画の変更認可申請を出していただいた事業者、要は使用の許可をそのままにしてすぐに畳む事業者というのは実は余り想定できなくて、今までの運用では、使用の許可で、もう使用の目的をどんどん減らしていく。管理区域も縮小していく。最終的に保管廃棄貯蔵庫だけが残るというような、許可を減らしていって、まだ廃止措置計画変更認可は出さないという運用をしてございます。ただし、これから実際に想定できる事業者自体は1社か2社ぐらいなのですけれども、そういう事業者がもう使用しませんということであれば、今回の廃止措置の基準を使って、その枠内でやりたい、畳んでいきたいということになろうかと思います。

○更田委員長

そうすると、許可範囲の縮小がスムーズにできることの方がむしろ本質というか、当面の制度として大事。でも、それは使用許可の取り直しという形で縮めていくということですよね。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官 御指摘のとおりです。

○更田委員長

同一事業者の中で保管庫に移すという形で、燃料の問題は解決して、あと、高い汚染ではないけれども、汚染した区域がある。それの解体についてというのは、リソースの関係

で当面置いておくという運用になるケースも多々あって、そうすると見るのは汚染されている区域をきちんと管理できているかということで、いたずらに規制当局が急いだところで、できないものはできないので、難しいですね。だから、併せて考えるべきというのは、使用許可の変更の在り方なのでしょうね。

いかがですか。

○山中委員

当事者は廃止措置をしたいと思っていても、なかなか組織が許してくれないというようなところもございますので、その辺はバランスかなと思うので、まずは意見公募をして御意見をいただいて、余りに出てこないようであったら、基準を作って、中身に問題があるとは私は思いませんので、先に進めるというのは、確かに大きなリスクがあるとは思いませんけれども、廃止措置は進めた方がよろしいかと思いますので、基準を作ること自身に何か問題があるかというと、そうでもないかなと。むしろ変更許可をどのように認めていくかということも結構考えていただかないといけないかなと。それは並行して考えていただきたいなと思います。

○田中委員

今いろいろと更田委員長あるいは山中委員から意見があって、また事務局から説明があったような状態でございますし、日本では180ぐらいあるのですよね。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官 そのとおりでございます。

○田中委員

そのうちの何個かについては私も状況はよく知っているのですけれども、初めに山中委員が言われたように、そういう人たちからも意見が来て、それを踏まえて審査基準に反映するようなことがあるのかというと、余り審査基準には関係ないと思うのです。だから、これでやってみて、その後、本当にいろいろな事業者がどのようにして縮小すればいいのか、解体すればいいのか等々について、各事業者の個別の対応についていろいろな相談があるのではないかと思うのです。そのときに丁寧に対応していくことが大事だと思います。○更田委員長

使用者との間のコミュニケーションを取らなければいけないのだろうと思うけれども、 それは廃止措置というよりはむしろ変更申請、変更認可の方なのかもしれない。というか、 おそらくそうなのだろうと思う。

中身は別に整理したという話なので、山中委員の御意見だと、意見募集に入る前にというところではあるのだけれども、そうするといたずらに遅れるだけなので、行政手続法の意見募集でもあるし、意見募集は意見募集として行って、それから実際の使用者から少しプロアクティブに意見を取りに行くということなのだと思います。

本当に使用者が千差万別だというところはあるし、田中委員も言われたように組織の事情に縛られているところもあるので、組織の意見と現場の意見ということで、なかなか言

いにくいところもあるだろうというところなのだけれども、やはり意見を取りに行かなければいけないのだろうと思います。

では、別紙1で説明があった制定案、それから別紙2の意見募集の実施について、了承してよろしいでしょうか。

石渡委員。

○石渡委員

ちょっと言葉の問題なのですけれども、通しの11ページの(5)の3行目に呼吸器保護 具や手袋の着用等というのがあるのですけれども、手袋というのはすごく分かりやすいの ですが、呼吸器保護具というのは要するにマスクのことですよね。そういう理解でよろし いのですか。何かちぐはぐな言い方のような気がするのです。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官(研究炉等審査担当) そうです。ここで示したいのは内部被ばくを防ぐためのマスクのことでございます。

○石渡委員

これはこのように言わなければいけないのですか。呼吸器保護具と。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官 研究炉等審査部門の細野でございます。

分かりづらいというお話なのですが、労働安全衛生法でこの用語を使っていまして、本来であれば全面マスクあるいは半面マスクと言った方が分かりやすいかもしれませんけれども、行政手続法上の法令上の審査基準でございますので、大変恐縮なのですけれども、私どもは前例・用例に縛られて作成しなければいけないということでございます。

○石渡委員

分かりました。

○更田委員長

では、案とパブコメ(パブリックコメント)を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

二つ目の議題は「核燃料物質の使用に係る許可に関する審査ガイドの策定についての再 検討」。これも同じく志間管理官から。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官(研究炉等審査担当) 研究炉等審査部門の志間でございます。

それでは、資料2に基づきまして、御説明させていただきたいと思います。

こちらも議題1で御審議いただきました令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準と同様に、核燃料物質の使用に係る許可に関する審査ガイドの策定につきまして、本年8月18日の第25回原子力規制委員会において了承していただいたところでございます。この原子力規制委員会で了承していただいた後、具体的事例を審査ガイドに盛り込む方針

で審査ガイドの作成に取り掛かっていたのですけれども、審査ガイドに記載すべき事項を 精査していく過程におきまして、許可基準規則や解釈との関係で整理すべきことがまだま だあるといったことが判明しました。このことから本件につきましては、大変申し訳ない のですけれども、一旦、8月18日に提示させていただいた審査ガイドの策定方針を撤回さ せていただきまして、ガイドによらない方法も含めて改めて対応方針案を検討し、原子力 規制委員会にお諮りすることと考えております。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

先ほどもお話ししましたけれども、使用施設は本当に種々雑多なので、組織の中に本当に十幾つ、あるいはもっとたくさんの事業所があったりとか、一つの事業所が大学の部局全体だったりとか、本当に種々雑多なので、ガイドを作っても適用できない可能性があるので、むしろ取り下げていただいて、私の提案としては例示集みたいなものを何か取りまとめて、作っていただいた方がまだ事業者の参考になるかなと。それもなかなか事例が出てくるかどうか、あるいは過去の事例が例示集になじむかどうかというのは分かりませんけれども、一様なガイドというのはなかなか難しいかなと思いますので、取下げの方向には賛成いたします。

○更田委員長

ほかにありますか。

○田中委員

先ほどもお話があったのだけれども、先ほどの審査基準ができた後、いろいろな説明会とか、いろいろな意見を聞かれると思うのです。そういうものを踏まえて、今、山中委員も言われたように、例示集がいいのかというようなことかなと思います。

○更田委員長

ただ、この資料からは理由が分かりにくいというか、整理すべき事項が多岐にわたるものと判明したことから、ガイドを作らないのだというのだけれども、むしろ整理すべき事項が多岐にわたるからこそガイドが必要なのだという説明もしそうではないですか。だから、とにかく一言で言えば千差万別と言うと大げさかもしれないけれども、種々雑多でケース・バイ・ケースで当たるのが正しいアプローチなので、ガイドのようなものは。でも、そもそも何でガイドと言い出したのかというところはなくはないのだけれども、むしろこここそ使用者の困っていることをどうすくい取るかなのだろうと思いますし、利潤や利害に関わっているところはどんどん意見を伝えてくるというケースはあるけれども、この非該当の使用者の場合は、先ほどの議題と同じだけれども、こちらから聞きに行かないと本当のところは伝わってこないというところがあるのだろうと思うのです。だから、現状が

どうなのか。当面の対処についてどう考えているのか。かといって上から目線でどうなんだという話ではなくてというところが大事なのだろうと思うのです。

実際問題として、ガイドを作るために大きなリソースを割くことは効率的ではないだろうというのは分かるし、解釈の段階で困っているわけではなくて、ではケース・バイ・ケース。そうなると今度は審査をする側のスキルというか経験の蓄積が重要になってきて、うちの方の原子力規制庁側の人ということがあるのだろうと思います。だから、経験の継承であるとか、施設の実情をどれだけ把握しているかということが重要になってくるのだろうと思います。

当面、この撤回は了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、本日最後の議題なのですけれども、「第8回原子炉安全基本部会・第2回核 燃料安全基本部会の審議結果報告」です。説明は大島課長から。

○大島原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の大島でございます。

資料3「第8回原子炉安全基本部会・第2回核燃料安全基本部会の審議結果報告」でございます。

9月16日に行いまして、2. にありますとおり、両基本部会の委員の方に参加をしていただいてございます。

1 枚おめくりいただきまして、2ページ目の一番上に当日の議題が大きく三つございます。まず(1)が発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価ということで、新たに調査審議事項に加わったものでございます。(2)といたしまして原子力規制検査の実施状況について、(3)といたしまして技術情報検討会の報告に関するものでございます。

「4. 主な審議内容」につきまして、主なコメントを御紹介させていただきたいと思います。

まず、今回新たに調査審議事項に加わりました発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価でございますけれども、制度の概要を説明した上で、今回は九州電力から届出の内容について説明を受けて、質疑を行ったということでございます。

具体的なコメントでございますけれども、まず、安全性向上評価制度と他の規制制度と の関係でありますとか評価の活用に関するものでございます。

一つ目は部会長から、審議の進め方について説明がございました。

その後、次のマル(●)でございますけれども、規制基準、検査制度、今回の届出制度の 三つの柱の連携についての御質問がございました。

3ページ目、一番上の●でございますけれども、評価に当たっての情報の収集・解析の 方法についての御質問や、次の●でございますが、実際にこの評価制度の活用に当たって、 現状の規制の枠組みの中での柔軟性に対するコメントがございました。

その次の●でございますけれども、届出を公表することによって、事業者にとってのドライビングフォースにはなるが、原子力規制庁にとっての審査の動機づけになるのかという御質問もございました。

一番最後の●でございますけれども、先ほど言ったように三つの制度がございますが、 真ん中のところでございます。この三つは相互に関係していると考えており、安全性向上 評価を嫌々やらされている意識の中で、制度に柔軟性を持たせると際限なく柔軟性を持た すこととなり、危険なのではないかというような御意見もいただいてございます。

4ページ目に行っていただきまして、今回の評価制度の社会との関わり、リスクコミュニケーションに関するものでございます。

まず、一つ目の●でございますけれども、この評価に当たって社長の決断がどのような 形で行われているのかという御質問、二つ目には、安全性向上に係るリソースの配分に関 する御質問がございました。

下から二つ目の●でございますけれども、評価を行うことで社会から高く評価されることになればインセンティブが上がるのではないか。また、最後の●でございますけれども、事業者が直接社会とリスクコミュニケーションすることで、この得られた知見を分かりやすく説明していくことは、事業者の安全に対する姿勢に対して、社会からの信頼性が高まっていく点で重要であるというようなコメントもいただいてございます。

5ページ目は原子力規制庁側に対しての御意見でございます。安全性向上評価から得られる情報は、規制基準を見直す、規制を最適化する、あるいは審査の精査の重みを与える上で様々な情報が出てくるので活用してもらいたいというような御意見もございました。

その次でございます。安全性向上評価の具体的な実施方法に関するコメントでございます。

一つ目の●でございますけれども、他プラントの情報の活用についてとか、二つ目の●でございますけれども、PRA(確率論的リスク評価)に関する活用の見通し、その次でございますが、事業者としての情報の集め方、考え方についてどのように意識が変わってきているのかという御質問もございました。

次は事実関係でございますので、説明は省略させていただきます。

この議題について、その他ということで6ページ目の真ん中でございます。検査制度、評価制度でございますが、安全性向上に関係する鍵を見つける非常に重要なドライビングフォースになっているということで、燃安審(核燃料安全専門審査会核燃料安全基本部会)の部会長からコメントが出てございます。

また、炉安審(原子炉安全専門審査会原子炉安全基本部会)の関村部会長からは、事業者と規制側での仕組み作りが重要であるという趣旨でコメントいただいたところでございます。

続きまして、議題2でございます。原子力規制検査の実施状況につきましては、原子力

規制庁側から、令和3年度の第1四半期の実施状況等について説明をしてございます。この中で審査委員からのコメントといたしましては、核物質防護関係をしっかり対応してもらいたいというコメント。

7ページ目でございますけれども、パフォーマンスインディケーターに関する御質問、 また、実際の検査を行っている方々の環境整備についての御質問もございました。

次に3番目の議題でございますけれども、技術情報検討会の結果報告につきましては、 第46回から第48回の3回分を報告させていただいてございます。具体的には、①1F(東京電力福島第一原子力発電所)に関するもの、②サンプスクリーンを通過したデブリの影響に関するもの、③スクリーニングの状況について御説明をしてございます。

審査委員からの主なコメントでございますけれども、一つ目としては、ストレーナ関係 の事実関係の確認。

二つ目の●ですけれども、1Fの関係で、ベント機能や減圧などの閉じ込め機能とは逆の機能に関する課題が挙がっているところが印象的であるというコメントもいただいてございます。

8ページ目でございますけれども、一つ目の●で、事実関係に関するものに関して、炉 安審・燃安審でどこまでカバーするのかという御質問が燃安審の山本部会長から出されて おりました。

その他といたしまして、炉安審・燃安審での調査事項に関するコメントが幾つか出てございます。一つ目の●といたしまして、原子力規制委員会から調査審議事項として託されているものについて、スクリーニングのイン・アウトに対するものについてどこまでやるのかということについてのコメントや、二つ目のコメントでございますけれども、1Fの分析の議論について、今後の検討対象としてどこまでやるのかという御意見。三つ目の●も1Fの関係でございますけれども、ちょうど真ん中辺でございますが、DBA(設計基準事故)の領域だけではなく、シビアアクシデントの領域まで含めた事故条件に配慮しながら対策を検討する必要があるというコメントもいただいてございます。

ちょっと長くなりましたけれども、私の方からの説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

一つ質問なのですけれども、安全性向上評価制度に関していろいろな御意見が出たようですが、これを見ると主に仕組みであったりその活用の仕方であったりということなのですけれども、今回九州電力が報告した評価の中身そのものに対する議論は余りなかったのですか。

○大島原子力規制部原子力規制企画課長 原子力規制庁の大島でございます。 どのようにやっているのかという方法論なり活用の仕方、若しくはどのように安全性向上の取組が進められているのかというものが中心でございまして、個別具体的な中身は、冒頭に部会長からも余り微細なところに入り過ぎて大局が見えなくならないようにというコメントもあったことかと思いますけれども、全体としては大きな視点からのコメントがほとんどでございました。

○伴委員

ありがとうございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

どうぞ。

○田中委員

炉安審・燃安審の委員の方からいろいろな御意見をいただいたことは、ありがたいと思います。

ちょっと気になるのは、分からないので教えていただきたいのですけれども、10ページ に調査審議事項がございます。安全性向上については事業者から聴取し、その活用方法に 関し助言を行うことと書いてあるのですけれども、具体にどのような助言が今回あったの かという観点で教えていただけませんか。

○大島原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁の大島でございます。

具体的なコメントといいますか質疑の中で特にありましたのは、実際に事業者の方が、評価で出てきている結果についてどのように活用しているのか。当然設備改造というものはありますけれども、それ以外に印象的な部分といたしましては、社会への発信の部分での活用というものをもう少し積極的にやってはどうかという御意見、先ほどリスクコミュニケーション的なことも説明させていただきましたけれども、そういうところでありますとか、あと、実際に工事に入るプライオリティづけという意味で社長の関与はどのような形になっているのかということでの確認というようなもので、今回初めて審議をしていただきましたので、今後ほかの事業者の状況もヒアリングしていただいて、そのような中で具体的なコメントも期待しているところでございます。

以上です。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

2番目の原子力規制検査の実施状況についてというところなのですけれども、原子力規制検査として敦賀発電所の例の柱状図の問題に関係した検査も行っているということなのですが、これについては炉安審・燃安審の基本部会で取り上げるべき内容なのではないか

と思うのですけれども、これについては報告したのかどうかということ。もし報告したの であれば、何かそれに対する委員の御意見があったかどうか、お聞きしたいのです。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

今回御報告した内容が第1四半期の状況、それからガイドの改正状況でございまして、第1四半期での指摘事項については御説明を申し上げましたけれども、敦賀(敦賀発電所)2号機については継続中ということでございましたので、特に個別に本件について御説明したということはございませんでした。

○石渡委員

ということは、一段落した時点で今後の炉安審・燃安審において報告するということで しょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

そうですね。この件につきましては以前、7月にも原子力規制委員会で報告させていただいておりますので、第2四半期以降ということだと思いますので、今後本件についてももう少し詳しく炉安審・燃安審の方に御説明したいと思います。

○石渡委員

分かりました。

○山中委員

一つ教えていただきたいのですけれども、安全性向上評価制度について、今回初めて九州電力のものを説明させていただいて、大局的な御意見をいただいたということだと思うのですが、これから各社のものを聞いていただいて、いろいろ御意見が出てくるかと思うのですけれども、ある程度区切りをつけるのか、あるいはその都度御意見をいただいて大局的な議論をしていただくという、技術情報検討会の報告と同じような扱いと考えてよろしいのですか。

○大島原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁の大島でございます。

部会長とこれから御相談をしていかなければいけないと思ってございますけれども、部会長からの御指示としては、次回以降、まず今出ている届出の事業者から話を聞きたいということなので、一通り聞いた後に、全体としてどういう形で部会を進めていくのかは御相談をさせていただきながら、またこの場でも報告をさせていただきたいと思ってございます。

以上です。

○山中委員

ありがとうございます。

○更田委員長

よろしいですか。

ここではFSAR(安全性向上評価)そのものに対しての意見を言ってもというところはあるのだけれども、先ほど少し議論がありましたが、FSARの当初の狙いからしても、もちろん副次的な効果として期待することは期待するのだけれども、コミュニケーションツールとして作ったものではない。むしろそれは実質的に継続的な安全性の向上に対しての効果を期待したものであって、結果としてそれが発信につながるのは結構だけれども、これは関村部会長、山本部会長、それから勝田委員も指摘されているけれども、むしろ許認可と検査との関係をどう考えるかで、FSARはFSARで新しい制度としてできました。けれども許可の方は変わっていませんと。これはそうではなくて、これからなのです。

個別プラントのリスク評価、IPE(個別プラントの体系的安全解析)、IPEEE(外部事象に対する個別プラントの体系的安全解析)を制度として中へ含んでいるわけだけれども、一方で、これは何度も言っているけれども、添八や添十の今日的意義とは何なのかと。新規制基準適合性審査では、添八、添十等々は変更がなしで審査をしているわけではないけれども、ただ今後、別に大きな変更申請等があるわけではないから、このまま放っておかれるのかもしれないけれども、DB施設のDBA、設計基準事故に対する見方、あるいは異常過渡に対する部分というのは何も変わっていないわけです。それは単に考え方や手続だけの問題かというと、そんなことは決してなくて、例えば重大事故が視野に入っていない段階で設計された施設をシビアアクシデントのときにどう使うのか。使わないという選択もあるのだけれども、使うという選択もあって、例えば難しい例を挙げればSGTS(非常用ガス処理系)はどうするのか。炉心が溶けている、ないしは溶けている可能性がある。水素が発生している。水素が漏えいしている可能性がある。そのときにSGTSに期待するのか、しないのか。重大事故等対処施設だけで対処するのか、しないのか。これはアクシデントマネジメントの戦略が問題ですけれども、こういった難しい問題もある。

それから、設計基準対象施設、重大事故等対処施設、特定重大事故等対処施設はそれぞれ設計段階の考え方では審査部門に基づいて一定程度の独立を持たせた、相関独立性を考えた対処になっているけれども、これは設計段階の思想であって、実際のAM(アクシデントマネジメント)の段階に入ったときにどう使うのかというのは、順番に使っていきますではないはずなのです。その辺りに対する理解や戦略を深めるために、FSARは有効利用されることが期待されるものなのです。

今、東京電力福島第一原子力発電所事故の事故分析を進める段階でも幾つか論点があって、それに対する対処も様々ではあるのだけれども、いわゆる設計基準事故対処施設をどう考えるかということを特に関村部会長のコメントなどは言っておられるのだと、そう酌み取るべきだと思います。

それから、村松委員が言われているパフォーマンスインディケーターの話が出てくるのだけれども、パフォーマンスインディケーターは各事業者がどのように考えて、どのようなものを使って、どのようなものを捉えているかというのは、まだ検査制度が改まってからそれほど時間はたっていないのだけれども、どこかで並べてみるのは大変面白いだろう

なとは思います。ただ、米国等でも論争がありましたが、パフォーマンスインディケーターに余り過剰に寄りかかるものではないだろうと思います。一方で、パフォーマンスインディケーターの比較というのは一つの論点だろうと思います。

それから、FSARが各社そろってきた段階で、NUREG-1115みたいなことをやるのか、やらないのか。どこがやるのか、やらないのか。NUREG-1115というのは米国でそれぞれのIPE等が出そろったときに、CDF(炉心損傷頻度)等を並べたものですけれども、米国の場合はおそらくNRC(米国原子力規制委員会)の委託等々があったのだろうけれども、国立研究所が実施した。だから、国内でどうするのか。やり方は幾つもあると思うのです。原子力規制委員会、原子力規制庁が自らやるというケースもあるだろうし、JAEA(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)はちょっと無理かな。分からないけれども。あるいはATENA(原子力エネルギー協議会)というケースもあるだろうし、学会に委託するというケースもあるだろうとは思うのだけれども、どこかでそういう段階に近づいていくのだろうと思います。

この御意見を拝見すると、FSARだけでこういった枠組みを議論するというものではなくて、各委員ともに意識があるのは許認可との関係、検査との関係ということなのだろうと思います。

これはおまけですけれども、こういった資料を整えるときに、参加されている委員の方のお名前が書かれているのです。だからとてもよく分かるというところはあるのだけれども、答えているのが誰なのかも書いてください。大島課長ならば大島課長でもいいし、古金谷課長ならば古金谷課長でもいいのだけれども、名前を書いてください。せっかくこういうやり取りなのにアノニマスになっているのは資料の価値を下げてしまうので、田口管理官でもいいですし、遠山課長でもいいですけれども、とにかく書いていただきたい。九州電力となっているものに対して、これはあらかじめそう言っておけばいいのだろうと思うけれども、九州電力の誰々さんということでいいのだろうと思いますが、名前を書いてくださいね。

ほかになければ、本件は報告を受けたということにしたいと思いますけれども、よろしいのですか。

ありがとうございました。

そして、資料の修正について説明があります。

○小野原子力規制部新基準適合性審査チーム長代理

原子力規制庁の小野でございます。

配布資料を御覧いただきたいと思います。先週10月6日の原子力規制委員会で御報告させていただきました核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況につきまして、誤記がございました。誠に申し訳ございません。

具体的には、2ページ目を見ていただきますと、別紙1-1ということで報告させていただいたところでございますが、ちょうど中ほどよりちょっと下の方にあります原子燃料工業株式会社東海事業所の変更許可の処分日について誤りがございました。平成26年12月

20日と報告させていただきましたが、正しくは平成29年12月20日だったということでございます。

次のページを御覧いただきますと、これは詳細に整理した部分でございますが、ちょうど中ほど、日本原子力研究開発機構STACYの一番右の審査の現状及び課題というところでございますが、設工認については最終分割申請8分割目を4月16日と書いてございましたが、正しくは7月29日に認可済みということでございました。

2か所を訂正させていただきたいと思います。

これにつきましては、10月6日の原子力規制委員会の配布資料のところに修正版を掲載することにしたいと思います。

説明は以上でございます。

○更田委員長

本件はよろしいですか。

石渡委員。

○石渡委員

一番目の間違いについてはかなり前、2年以上前のものについてなのですが、今回だけ 間違っているのですか。前回とか前々回の資料は大丈夫なのですか。

○小野原子力規制部新基準適合性審査チーム長代理

原子力規制庁の小野でございます。

別紙1-1というのは、今回この報告に合わせて新しく様式を作らせていただきました。 その関係で、初出のものでございますので、今回のみということでございます。 以上です。

○石渡委員

分かりました。

○更田委員長

ほかにありますか。

では、本件は報告を受けたということです。

本日予定した議題は以上ですが、ほかに何かありますか。

トピックスに書かれている伊方(伊方発電所)3号機の蓄圧タンクの話なのだけれども、 誰かいるかな。金子室長かな。

これはサンプル用の隔離弁なので、多分小さなものだろうし、それをサンプルするために開けて、閉めたら閉まらなかったという話で、隔離弁そのものは小さなものというか、こういうことはあるのだろうけれども、一方で物が蓄圧タンクであるだけにいろいろ考えてしまうのです。設備としてはとても重要な設備なので、実際の運用、つまり蓄圧タンクの役割が期待されるような状況、平たく言うと運転中だとかにこのサンプル用の隔離弁を開けることはないのですか。

○金子長官官房総務課事故対処室長

事故対処室長の金子でございます。

説明文にもありますように、今回は運転前に蓄圧タンクの放射能度を確認するために開けたという行為ですので。

○更田委員長

いえ、質問が通じていない。

○金子長官官房総務課事故対処室長 ですので、基本的に運転中には開閉しないと聞いております。

○更田委員長

それはどこかに定まっているわけですか。

○金子長官官房総務課事故対処室長

すみません、今手元にデータがございませんので、確認させていただければと思います。

○更田委員長

運転中に開けない弁なのであれば、開けて戻らなくなるということは、許容はされないけれども、あっても大きなリスクは与えないのですけれども、運転中も開けるところであれば話は違って、蓄圧タンクだもの。どういう運用になっているのか、ちょっと確認してください。運転中なりは決して開けないところなのですと。そこが重要です。

○金子長官官房総務課事故対処室長

確認をいたしますけれども、格納容器の第1隔離弁と第2隔離弁の一種になっておりますので、基本的には開けない。

○更田委員長

そのはずですね。

○金子長官官房総務課事故対処室長確認をさせていただければと思います。

○更田委員長

あと、これは次週以降に報告があるのだろうと思うけれども、水素を媒体として使って、 還元装置を使っている下流側にあるもの。下流側にある装置の廃材が汚れていましたとい う報告がありました。それはむしろ最初の許可の段階でどうだったのかということも併せ て報告してください。というのは、水素をキャリアガスとして使って還元させるのであれ ば、還元させる対象がトリウムなのであれば、下流側にそれを運んでいくというのは当た り前に聞こえるのだけれども、許可の段階での議論がどうであったのか。許可は多分大昔 ですよね。だから限界があるのかもしれないですけれども、その辺りを含めて報告しても らいたいと思います。

○金子長官官房総務課事故対処室長

承知いたしました。更田委員長がおっしゃるとおりどこまで遡れるかというのはあれで すけれども、できる限り。

○更田委員長

これはどっち。保安院(原子力安全・保安院)。さらにもっと昔か。

○金子長官官房総務課事故対処室長 おそらく文部科学省時代の許可ではないかと思います。

○更田委員長

そうしたら科技庁(科学技術庁)か。分かりました。 石渡委員。

○石渡委員

先週の木曜日、10月7日の夜、22時41分に東京都内で震度5強を観測する地震があったわけです。東日本大震災以来10年ぶりに都内で震度5強を観測したということで、一部緊急参集になったと思うのですが、まず原子力規制庁内で被害はなかったかどうかということと、参集とかそういうことで特に問題は発生していなかったかということをお伺いします。

○片山次長

次長の片山でございます。

まず、原子力規制庁内、庁舎、それから情報システムとも被害はございませんでした。 一部、このビルの高層階のエレベーターがしばらく止まってしまったということはあった ようですけれども、特段の被害はございません。

参集につきましても、当番の人間の参集には問題がなかったということでございます。 以上でございます。

○石渡委員

どうもありがとうございました。

○更田委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。

ありがとうございました。